

令和7年第6回

相良村議会9月定例会会議録

開 会 令和7年9月10日
閉 会 令和7年9月18日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自 R 7. 5. 1

至 R 11. 4. 30

| 職名 | 氏名 | 議席 | 職名 | 氏名 | 議席 |
|-----|------|----|----|------|----|
| 議長 | 永田博人 | 10 | 議員 | 梅山弘 | 4 |
| 副議長 | 市岡智恵 | 9 | 議員 | 川邊一徳 | 5 |
| 議員 | 古川渉 | 1 | 議員 | 坂田朋美 | 6 |
| 議員 | 恒松隆生 | 2 | 議員 | 徳田正臣 | 7 |
| 議員 | 嶽本浩則 | 3 | 議員 | 黒木正照 | 8 |

常任委員会構成

| 委員会 | 総務文教 | 産業福祉 |
|------|------|------|
| 委員長 | 梅山弘 | 川邊一徳 |
| 副委員長 | 恒松隆生 | 古川渉 |
| 委員 | 徳田正臣 | 黒木正照 |
| | 嶽本浩則 | 市岡智恵 |
| | 永田博人 | 坂田朋美 |
| 定数 | 5人 | 5人 |

令和7年第6回 相良村議会定例会 会期日程
(会期 9月10日から9月18日 9日間)

| 月 | 日 | 曜 | 種別 | 内 容 |
|---|----|---|-----|--|
| 9 | 10 | 水 | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 報告 報告第4号 (質疑) 報告 報告第5号、報告第6号 (質疑) 提案理由の説明 認定第1号から認定第6号 (質疑) 提案理由の説明 議案第43号 (質疑) 提案理由の説明 議案第44号 (質疑) 提案理由の説明 議案第45号 (質疑) 提案理由の説明 議案第46号 (質疑) 提案理由の説明 議案第47号、議案第48号 (質疑) 提案理由の説明 議案第49号 (質疑) 委員会付託 認定第1号から認定第6号 議案第43号から議案第49号 |
| | | | 委員会 | 付託議案審査（連合審査） |
| 9 | 11 | 木 | 委員会 | 付託議案審査（連合審査） |
| 9 | 12 | 金 | 委員会 | 付託議案審査（連合審査） |
| 9 | 13 | 土 | 休会 | |
| 9 | 14 | 日 | 休会 | |
| 9 | 15 | 月 | 休会 | |
| 9 | 16 | 火 | 委員会 | 付託議案審査（連合審査）、各常任委員会 |

| 月 | 日 | 曜 | 種別 | 内 容 |
|---|----|---|-----|---|
| 9 | 17 | 水 | 本会議 | 一般質問 |
| 9 | 18 | 木 | 本会議 | 委員会審査の結果報告（各常任委員会） 認定第1号から認定第6号 議案第43号から議案第49号 (質疑・討論・採決) 議員派遣の件 閉会中の継続審査及び調査申し出の件 閉会 |

第6回相良村議会9月定例会会議録

令和7年9月10日（水）開会

(第1号)

相 良 村 議 会

令和7年第6回相良村議会定例会議事日程 [第1号]

令和7年9月10日

午前10時00分開会

於 会議議場

開 議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第4号 令和6年度株式会社さがら経営状況報告について
(質疑)
- 日程第4 報告第5号 健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報告第6号 資金不足比率の報告について
(質疑)
- 日程第6 認定第1号 令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 令和6年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第3号 令和6年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 令和6年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第5号 令和6年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(質疑)
- 日程第12 議案第43号 相良村避難地の設置及び管理に関する条例の制定について
(質疑)
- 日程第13 議案第44号 相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第14 議案第45号 相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第15 議案第46号 令和7年度相良村一般会計補正予算（第4号）

(質疑)

日程第16 議案第47号 令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

日程第17 議案第48号 令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算(第1号)

(質疑)

日程第18 議案第49号 令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算
(第2号)

(質疑)

日程第19 委員会付託 認定第1号から認定第6号、議案第43号から議案
第49号

散会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

| | |
|----------|-----------|
| 1番 古川渉君 | 6番 坂田朋美君 |
| 2番 恒松隆生君 | 7番 徳田正臣君 |
| 3番 嶽木浩則君 | 8番 黒木正照君 |
| 4番 梅山弘君 | 9番 市岡智恵君 |
| 5番 川邊一徳君 | 10番 永田博人君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したもの職氏名。(11名)

| | |
|--------------|----------------|
| 村長 吉松啓一君 | 税務課長 平川千春君 |
| 教育長 中村和弘君 | 教育課長 出合宏光君 |
| 総務課長 川邊俊二君 | 建設課長 大土手寛君 |
| 保健福祉課長 平田智博君 | 農林振興課長 倉田雅弘君 |
| 会計管理者 岡村哲臣君 | 農業委員会事務局長 和田耕君 |
| 企画商工課長 佐竹淑子君 | 代表監査委員 渡邊法光君 |

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯田昌臣君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから、令和 7 年第 6 回相良村議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、5 番、川邊一徳議員 {「はい。」} と、5 番議員。6 番、坂田朋美議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 9 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」} と、呼ぶ者あり。

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 9 月 18 日までの 9 日間に決定しました。

日程第 3 報告第 4 号 令和 6 年度 株式会社さがら経営状況報告

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 3、報告第 4 号、令和 6 年度株式会社さがら経営状況報告についてを議題とします。本件について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告を求めます。村長。

{「はい、議長。」} と、村長。

○村長(吉松啓一君) おはようございます。初めに先のですね、8 月 10 日から 11 日にかけて発生しました。線状降水帯により、県南の広範囲に渡り、災害が発生いたしました。本村では、被害がありませんでしたが被災市町村に、随時職員を派遣しているところでございます。お亡くなりになりました方、被災されました方を初め、被災自治体に対しましても心からお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、1 日も早い復旧復興をなされますことを願っているところでございます。それでは、報告第 4 号 令和 6 年度 株式会社「さがら」の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、報告申し上げます。さがら温泉茶湯里は、都市と農村との交流を目的として、平成 9 年 9 月からの営業開始から 28 年経過し、令和 7 年 6 月 10 日現在で、約 599 万人にご来館いただいております。近年は、全国的なインバウンド消費が好調を維持している影響で、宿泊需要は少しづつ増加しているものの、電

気料などの光熱費や資材価格などの物価高騰、施設や設備の老朽化による修繕費も増加している影響で、経営は大変厳しい状況下にございます。令和6年度の経営状況につきましては、お手元の第28期定時株主総会資料に記載しております、事業報告書及び収支計算報告書のとおりでございますが、当期純利益は、834万円のマイナスでございました。特に、宿泊部門におきまして、対前年比93%、温泉部門では対前年比94%の売上高に落ち込んでいることが主な要因と考えております。令和6年度の入館者数につきましては、12万4千811人で、前年比約93パーセント、9千842人の減となりました。令和7年度におきましては、世界情勢に左右される中、原材料やエネルギー価格高騰による影響など、懸念事項は多々ありますが、老朽化した設備の改修によるコスト縮減や利用料金見直しによる経営改善、インターネット上の情報発信強化による集客を増やす取組みなどを実施することとともに、地域に根差した運営を進めて参ります。以上、簡単ではございますが、報告第4号令和6年度株式会社「さがら」の経営状況報告とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 報告は終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) はい。大きくちょっとシンプルなこと2点ほど、代表取締役である村長にお尋ねしたいと思っております。えっとですね。この通しページで6ページにですね、フリーパス会員が、6月19日現在で165人となっておりまして前年比では104%になっておりますけども。これは28期だったと思いますが、10年近く前の20期21期コロナ前ですね。を見てみるとですね、フリーパスの会員が300人前後ぐらいで推移しててありますけどもなかなかそのフリーパス会員の方はまあ言ってみればヘビーユーザーの方でありますけども。途中でコロナとか、令和2年の豪雨災害があったりしましたけど他の施設とか地域では、大体特殊な災害があったところは別段としまして、ほとんどやっぱりお客様が戻ってきてている状況の中で、この株さがらの施設である茶湯里に関しては戻ってない。これ戻ってない原因というのを、経営の最高責任者としてこの原因をどう捉えておられるかということをですね、お尋ねしたいと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 数字的には、戻ってないということで、全体的に各施設のコロナ前の状態には戻っていないようでございますが、相良村の温泉が主ですので、それに対して、いろんな条件があると思いますけれども、7番議員が再三申し上げましたとおり、答弁でもありました支配人を変えろ支配人を変えろということで、今度支配人は辞められてですね、新しい支配人になったわけですが。そういうことも関係ある

かどうかわかりませんが、いろんな条件で来る人を強制的にこちらに呼ぶことはなかなか難しいわけですが、ここに対してですね、いろいろあると思います。徐々に戻つてこられる方もおられると聞いておりますので、それが、何で戻つてこられるのかということで、いろいろ小さなことを調べましたところ茶湯里のこの頃は茶湯里の整備がいいと、芝生を含めて植木も含めて、綺麗に管理してあるから気持ちがいいから戻ってきたいという話もありました。いろんな要件で、どれが正しいかわかりませんが、答弁にならないかもしませんが以上でございます。

○7番(徳田正臣議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 質疑ですので、シンプルと言いましたので、あえて言いませんが、やはりこういった数字が出てるということは、原因があるわけでありますので、原因をしっかりと押さえないと対策できない。集客できないということですので、今後はですね、その原因をちゃんとしっかりと捉えていただければと思っております。ただ支配人のことに関して言いますと、支配人の現場の最高経営責任者としてですね、問題があつて辞めさせるべきでないかということを再三申し上げておりましたけども、村長は村長として代表取締役として全く動かれなかつた。それで今回の支配人の交代を、いかにも私が言ったから変えたような言われ方されますが、それは関係ないということは村長が一番ご存じだと思います。私もどうして前の支配人が辞められたかすべて知っていますので、あまり、私が言ったからやめたっていう、辞めた結果から、原因を私の方に持つてこないようになつたほうがよろしいかと私は思っております。とりあえずこの質問はこれでよろしいです。それとですね、ちょっとすいません。私も全協での説明会をちょっと不幸がありましてちょっと見れなくてバタバタとして、今朝見てたわけですが。すいません、ちょっとページが、20ページですけども。これちょっと不思議に思ったもんですからここのところの説明ですね。役員変更案ということで、これ定時総会に出された資料だと思いますが、これですね。クレジットといいますか米印で令和7年4月1日から敬称略岡村哲臣ということで書いておりますが、監査役渋谷美佐江となっております。これについて、ちょっと違和感を覚えたわけですが、代表取締役としてこれちょっとおかしいというふうに感じられないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 異動の時期と重なりまして、それが前後して記載上、監査上、こういうふうな形をとらせていただきました。以上でございます。

○7番(徳田正臣議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 株茶湯里の株の55パーセント、実質相良村の営業部門であり

ますが、組織としては完全に民間企業であります。それでですね、役場の人事異動とは全く関係ない組織でありますし、であるならばこれは商業登記上はですね、これは役員変更というのはどういうふうになされたのかですね、ちょっとお尋ねいたします。日付です。非常に組織として大事な場面でありますので。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 職員の異動は、令和7年4月1日になっておりますので。それとその報告について、茶湯里の方のですね会社ですので、言われたその日にちがちょっと私の手元にございませんが、それはもう確認ができればですね、また確認したいと思っております。以上です。

{「はい、議長。」と、7番議員。}

○7番(徳田正臣議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) この定時株主総会の資料ですね、これ監査役としての監査報告をされてる。それには監査役は渋谷美佐江になってるわけですね。岡村哲臣が令和7年4月1日からなっている、この矛盾というか、ですから商業登記を必ずされてるはずなので、どういった形でされているか後でちょっとお調べになって報告していただければと思っております。これはですね、民間会社でありますので、役場の人事とは全く関係ない別の次元で考えなければ。私が現職のときにですね、いわゆる今、会計課長でありますが会計管理者ですね、本来ならば組織として監査役になるのはおかしいのじゃないかということをですね株さがらの取締役会で申し上げていたとおりおったわけでありますが、役員さんの多数がもうこのままでいいということでありまして、私のときも改善できなかつたわけですが、本来でしたならば、役場の組織の中での会計担当者ですね、株さがらの監査役に就任するっていうのは組織としては本当は避けなければならないということはご存じだと思っております私は。ここの点ですね、やっぱり茶湯里の経営体制っていうのはこれ非常にいい経営ではありませんので、赤字会社であります。赤字補填は全部税金でやってるわけでありますので、役員体制も含めてですね、ここのとこしっかり、登記も含めて、これ議事録がついてませんから私共はわからないから聞いてるわけです。ですから議事録と商業登記も含めてですね、これがちょっとこの記載がおかしいということに気づいて欲しいなと思ったところであります。あと経営上の数字のことについてはですねこれはもう毎年のことであって、これなかなか厳しい環境の中で、役員さんたち頑張っておられるところでありますので、引き続きですね、相良村含めて、地域の皆様方が喜ばれるですね、今度気軽に行ける施設経営をですね、目指していただきたいなと考えております。私から以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい、9番質疑させていただきます。報告第4号令和6年度株式会社さがら経営状況報告についてということで、茶湯里の施設及び設備修繕費について、審査意見書に記載されている今後の施設管理の在り方を検討すべき時期にあるとありますが、村当局への具体的な対応策について、提案されているのか、これは、村長でよろしいですかね。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○9番(市岡智恵議員) よろしくお願ひいたします。

○村長(吉松啓一君) 監査資料の中にですね、今日渡邊代表監査もお見えですけども、その中で14ページに茶湯里の施設及び設備修繕費についてということで、これを読み上げますと、令和9年の開業から30年近く経っていると。よって令和2年度以降は毎年1,000万以上に修繕料がなっている。令和6年度は1,645万円だと。7年度以降、村が直接株式会社さがらに修繕補助金で2,000万近く計上されていると。年数経過とともに、さらに大規模な改修修繕を要するものと思われる。今後の施設管理のあり方を検討すべき時期ではないかということで、これに伴って質問されていると思いますが、全く数字的にはこのとおりですが、これを踏まえてですねこの前からもう役員会で、やはり茶湯里の施設の老朽化等も議題に入っておりますので、それを含めてどういうふうにやっていくかを今検討中であります。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい、村長の方から答弁をいただきましたけれども、今年度、経過とともに回収修繕に要すると考えられます。村の予算だけでは賄うことが困難な状況であると考えられますが、株保有率により支出すべきということは考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) 今後ですね、経営も含めて総体的に考えていくということで、湯前が5年前ですか、3億かけて回収されておりますし、そのあとまた、それでも随時1,000万以上の修繕費がかかるということで、町長も悩まれていたようでございますので、そういうのも含めますうちが改築していくためには5、6億かかるということもあるんですから、それが村民のご理解が得られるかどうかも含めまして、今後検討しなければならないと思っております。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい、今後、検討の課題の1つだと考えておりますので、よろ

しくお願ひいたします。以上で終わります。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。

{「はい、議長」と、5番議員。}

はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) おはようございます。5番川邊です。ただいまの報告ですね、11ページ、12ページの損益計算とですね、販売及び一般管理の中で、これは令和6年度については800万ほどの赤字が出ているということですけれども。全協の中でも申し上げましたけれども、今回の赤字の大きな原因は説明の中でも言われましたとおり、燃料費が昨年から比べますと200万を超える増額となっており、また電気代については500万弱、480万の昨年から比べますと上がっております。合わせて700万ほどが、大きな部分を占めてこの光熱費については、致し方ない。今後も上がっていいくのかなというところで考えているところです。先ほど、湯前は3億以上かけてまだいまだに修繕費用が毎年かかっているというところで、茶湯里の方も5億から6億、修繕費用が今後かかるのではないだろうかという話なんですねけれども、そんなにかかるようなら、立て直したほうがいいんじゃないかなっていう個人的な思いもあるんですが。それを踏まえてですね、もし今の段階でわかつてれば、他の地域でも、この施設を持ってらっしゃる同じような建物がある施設が球磨管内含めて、熊本県内九州内にもあると思いますけれども。どのような、経営方針で今後やっていくのか。毎年毎年そういう光熱費関係の赤字が大きくなっています、プラス修繕費というところで、どんどん、村民に負担を与えるのではないかというところで、危惧しております。今後の経営について、お尋ねいたします。

{「はい、議長。」と、村長。}

○議長(永田博人議員) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 今7番議員、9番議員からご質問ございまして、いろいろお答えしたんですが、この宮崎県にですねこの茶湯里を第3セクターで見学されて、茶湯里と同じような施設を作られたところがございます。そこについてはですね、もう違うやり方をされております。うちもですね、そういうやり方ができないか。例えばですね、もう30年近くなつておるもんですから、まずは市場調査をして官民連携の可能性を検討していく必要があるんじやなかろうかと。行政による施設運営ではなくて、民間の創意工夫を最大限生かした温泉施設の整備により、より地域の活性化に繋がると考えて、民間事業者経営のノウハウや、発想を生かした施設運営について、プロポーザル方式で提案すると。うちの温泉施設がこういうふうにありますが、どのように運営したほうがいいだろうかということで、広く提案する方法を考えいかなければならぬと思っております。先進地といいますか、宮崎県に数ヶ所あるもんですから、施設の方は職員、経営の方は株さがらですけども。職員の方ですね、宮崎の方に派遣して、どういうふうなやり方で今現在どういうふうな運営をされているのか、少し調

べたところによると、やはり地域住民に支障がない形でやられているようですので、問題は温泉施設もですね、村民の方が利用されておりますので、それは今のような状態で利用できるような形でやっていかれる方法をですね、していきたいと。それともう1つは、やはり温泉だけでいいんじゃないかという方がおられます、温泉だけでももう他の施設を見ますと4,000万近くありますので今宿泊等いろんなレストラン関係で補っている状態でございますので、これもどういうふうな運営がいいのか、まずはプロポーザルで提案書を出していただいてそれで議論していく。もう当然こういう案がありますがということで議会の皆さん方にもいろいろ提案をさせていただきたいと思いますので、まずは、どういうふうにやるのかと。また指定管理者が来年3月で切れるんですが、これはまた株さがらで更新させていただければと思っておりますが、その中でもですね、どういう、その間でもどういうやり方でしていったほうがいいのか、他町村も同じ施設がたくさんありますので、そのやり方をですねうちに合ったやり方をやっていければと思っております。以上でございます。

○5番(川邊一徳議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、5番議員。

○5番(川邊一徳議員) はい。利用される方は今回料金改正があつてますけれども、お金を支払って利用されております。やはり、お金が払う以上は、その分の利用価値といいますか、そういうのはあるべきものだと思っております。遠い何年後の話をしますと、どんどん修繕費がかさんでいきますので、この件については早めにどのような方法が一番村民にとっていいかというところを協議していただいて早急に対応されることをお願いします。以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。質疑がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで本件の報告は終わりました。

○

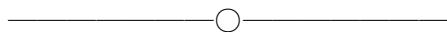
日程第4から日程第5 報告第5号から報告第6号

○議長(永田博人議員) 次に日程第4、報告第5号、健全化判断比率の報告について及び日程第5、報告第6号、資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。本件について報告を一括して求めます。村長。

○村長(吉松啓一君) それでは報告第5号、健全化判断比率の報告について及び報告第6号、資金不足比率の報告について一括してご説明申し上げます。まず報告第5号、健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率という4つの健全化判断比率を算定し、監査委員の意見をつけて、議会に報告するものでございます。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため数値は出ておりません。また実質公債比率は、8.3パーセントで対前年度マイナス0.4ポイント。将来

負担比率につきましては、令和5年度決算と同様の0パーセントでございます。次に報告第6号、資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により相良村簡易水道特別会計及び、相良村農業集落排水特別会計令和6年度決算に基づき、資金不足比率を算定し、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。なお、各会計について、資金不足はありませんでしたので、数値は出ておりません。以上、報告第5号及び報告第6号についての報告とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑はありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで報告第5号及び報告第6号の報告は終わりました。



日程第6から日程第11 認定第1号から認定第6号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第6、認定第1号、令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、日程第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。本件について、説明を一括して求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは認定第1号、令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定から、認定第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定までを一括してご説明申し上げます。まず認定第1号、令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては、実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額が49億854万7,000円、歳出総額が46億2,167万6,000円で、歳入歳出差引額が2億8,687万1,000円の決算となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費、繰越額が1億6,967万6,000円。事故繰り越し、繰越額が463万7,000円。合計1億7,431万3,000円を繰り越し財源といたしましたので、実質収支額は1億1,255万8,000円となりました。なお、令和6年度の主要施策につきましては、124ページ以降の主要施策の成果説明をご覧いただきますようお願い申し上げます。次に認定第2号、令和6年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては、実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり歳入総額が、5億1,306万9,000円、歳出総額が4億9,340万3,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額とともに1,966万6,000円の決算となりました。また実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額は500万円でございます。なお、令和6年度の主要施策につきましては、153ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。次に、認定第3号、令和6年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては、

実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額が1億4,075万6,000円。歳出総額が1億2,974万4,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1,101万2,000円の決算となりました。なお、令和6年度の主要施策につきましては、166ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。次に、認定第4号、令和6年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては、実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額1億8,999万8,000円、歳出総額が1億6,189万8,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額とともに2,810万円の決算となりました。なお、令和6年度の主要施策につきましては、179ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。次に、認定第5号、令和6年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては、実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額7億9,648万3,000円。歳出総額が7億3,905万6,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額とともに、5,742万6,000円の決算となりました。なお、令和6年度の主要施策につきましては、198ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。最後に、認定第6号、令和6年度相良村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。決算につきましては、実質収支に関する調書でご説明いたします。ご覧のとおり、歳入総額が8,286万7,000円。歳出総額が8,217万円で歳入歳出差引額及び実質収支額とともに69万7,000円の決算となりました。なお、令和6年度の主要施策につきましては、210ページの主要施策の成果説明書をご覧いただきますようお願い申し上げます。以上、認定第1号から認定第6号まで、各会計の決算概要について簡単にご説明申し上げましたが、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定にするものでございます。内容ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(永田博人議員) 引き続き、地方自治法第121条の規定により、代表監査委員の出席を求めておりますので、令和6年度相良村一般会計及び相良村特別会計の歳入歳出決算の審査結果の報告を求めます。代表監査委員、渡邊法光君。

{「はい。」と、代表監査委員。}

○代表監査委員(渡邊法光君) 議員の皆様、おはようございます。相良村代表監査委員の渡邊でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまから、令和6年度の一般会計及び国民健康保険特別会計、他4件の特別会計の歳入歳出決算の結果についてご報告いたします。地方自治法233条の2項の規定に基づき、村長から審査に付されました、令和6年度の決算につきましては、去る7月23日から実質10日間にわたり、議会選出の嶽本監査委員とともに、関係帳簿及び収入支出証拠書類並びに証書等を審査いたしました。この決算審査に当たりましては、監査基準による他、決算審査意見書の1ページに記述しております8項目の視点に重点を置き、監査を実施し

ております。その結果、決算計数は関係帳簿と符合しており、当該年度における決算は適正であると認めました。計数等詳細につきましては、決算審査意見書に記載しておりますのでご覧ください。終わりに、決算に関する意見書は、地方自治法第233条第4項の規定に基づき、嶽本監査委員との合議によるものであることを申し添えまして決算審査報告といたします。

○議長(永田博人議員) 本件について、説明及び審査結果の報告が終わりました。これから、認定第1号から認定第6号及び監査結果の報告についてまでを質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、9番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) 9番市岡です。質疑させていただきます。令和6年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、タブレットP13ページ。公営住宅使用料、収入未済額174万9,800円の個数、金額、その中で最高金額はいくらなのか。対応については、どのような取り扱いをしているのか。保証人への請求書をされているのか。お尋ねいたします。総務課長。

○議長(永田博人議員) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) おはようございます。総務課長お答えいたします。タブレットのページ13ページ、公営住宅の使用料の中の収入未済額、金額が174万8,800円の内訳でございますが、件数として7件、月数としまして81月分でございます。この中で最高の滞納額につきましては、金額が46万8,900円、月数にしまして、21月分でございます。なお、この方につきましては、すべて過年度分の滞納分というところで、令和5年度と比較しますと、14万2,500円圧縮できているというところでございます。まず滞納者に対しての対応でございますが、この方に対しての保証人への連絡はございません。なお、全体的な滞納者の対応としましては、書面による通知、電話による催告、役場にて対面の相談、臨戸徴収。また、納付計画を立てた上での分納誓約の締結。最後に保証人の連絡というような対応をしているところでございます。なお、令和6年度におきまして、保証人への連絡案件はございません。以上でございます。

○9番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9番議員。

○9番(市岡智恵議員) はい。今度はタブレット113ページ2,357万円、事故繰越金内容の説明方よろしくお願ひいたします。建設課長。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) おはようございます。建設課長お答えいたします。タブレッ

トの 113 ページの林業施設災害復旧費繰越明許費の事故繰越分、金額が 2,357 万円の内訳を説明いたします。これは令和 2 年発生林道相良五木線、災害復旧工事 3 号ヶ所。延長で 160 メータ一分の災害復旧工事分となっております。内訳は、前払いの残事業費というところです。事故繰越の理由といたしましては、工事着手後の平板載荷試験の結果で荷重基準値を下回りました。そのため再測量設計及び安定地盤高まで掘削する必要があったことに加えまして、構造物が受注生産であることから、不測の日数を要し、令和 7 年度へ事故繰越したものです。ちなみに今年、令和 7 年の 7 月 18 日に竣工しております。以上です。

○9 番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9 番議員。

○9 番(市岡智恵議員) はい。それからタブレット 108 ページ繰越明許費の教育費の 1 万 9,000 円の内容を教えてください。教育課長。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長お答えします。1 万 9,000 円は、球磨神楽衣装の修復補助金が 1 万 9,000 円でございます。これは、令和 2 年豪雨により被災しました衣装の修復費用につきまして、球磨神楽保存会が、国、県、人吉球磨の 10 市町村に補助を受けまして事業を実施する予定でございましたが、6 年度中に終了しておりませんので、その分を繰り越したものです。総事業費は 480 万円ほどです。以上でございます。

○9 番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9 番議員。

○9 番(市岡智恵議員) はい。次は、タブレット 160 ページ簡易水道特別会計収入未済額 1,403 万 3,190 円。その内訳を建設課長お願ひいたします。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長お答えいたします。タブレットの 160 ページ、使用料及び手数料のまづ、水道使用料、現年度分の収入未済額の 207 万 1,540 円につきましては、村内 1,353 戸のうち 67 戸分の収入未済額というところになっております。それから、その下の過年度分につきましては、1,196 万 1,650 円。これは 74 戸分の収入未済額となっております。以上でございます。

○9 番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9 番議員。

○9 番(市岡智恵議員) はい、タブレット P の 173 ページ、農業集落排水特別会計の収入未済額 433 万 840 円。現年度、過年度分とありますが、その説明方お願ひいたします。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長お答えいたします。タブレット 173 ページ、使用料及び手数料の現年度分の下水道使用料、収入未済額のまざ現年度分です。116 万 3,680 円ですが、村内 990 戸のうち、39 戸の収入未済額というふうになっております。過年度分につきましては、316 万 7,160 円となっておりますが、村内 49 戸中 24 戸分の収入未済額でございます。以上です。

○9 番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9 番議員。

○9 番(市岡智恵議員) はい、建設課長から答弁をいただきましたけれども、各収入未済額の内訳として、件数また徴収の方法、対応についてどのように考えておられるのか、建設課長お尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長お答えいたします。まず、未納額通知を発送しておりますが、その発送後、指定納付期限までに一部納付または連絡があった方に対しましては、今後も定期的な未納額通知を実施していきます。連絡があった方につきましては、納付約束までの納付または分納の履行状況を確認しまして、納付がない場合は、臨戸や電話により納付を促しております。それから、指定納付期限までに一部納付または連絡がなかった方に対しましては、銀行及び電話により納付できない状況を確認いたしまして、納付可能と判断した場合は納付催告し、今後納付がない場合は、給水停止をする旨を伝えまして、納付が難しい場合は可能な限りの納付を促しております。次に、臨戸や電話による再度の納付催告後、納付または連絡がない方に対しましては、臨戸しまして状況を確認し、納付が可能と判断した場合は、給水停止を勧告し、それでも納付がない場合は、簡易書留による給水停止通知、最終勧告を送付いたします。給水停止通知の納付期限までに納付がない場合、条例に基づき、給水停止を行い、その旨通知をいたすことにしております。農業集落排水も同様でございます。以上です。

○9 番(市岡智恵議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、9 番議員。

○9 番(市岡智恵議員) はい。ただいま建設課長から答弁をいただきましたけれども、各収入未済額については、過年度分が増えている状況であります。特に、簡易水道については、1,000 万を超えており、未納者への対応を早急に考えるべきではないでしょうか。以上で終わります。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ここで暫時休憩します。再開は、11 時 5 分とします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 49 分

再開 午前 11 時 05 分



日程第 12 議案第 43 号

○議長(永田博人議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第 12、議案第 43 号、相良村避難地設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは議案第 43 号、相良村避難地の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。この条例は相良村避難地の完成に伴い、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき相良村避難地及び管理に関する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、施設の種類、管理禁止行為などを定めるものでございます。なお条例は、公布の日から施行するものでございます。以上、議案第 43 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、7 番議員。}

○7 番(徳田正臣議員) はい。ちょっと 1 つ質疑をいたします。ちょっと、ここにですね条例の中で出てきますここで聞きたいのは、第 3 条でかまどベンチってありますけど、かまどベンチってのはいくらだったのかなっていうことと、よその被災地でこのかまどベンチが使われてるような実績っていうのがあるのかどうかですね。あと防災トイレっていうのもありますけども、この防災トイレっていうのが、通常は農集排に繋ぎこみしとて災害が起きたときには、これは切り換えて、いわゆるぼっとん簡易水洗みたいな形で使うということであると思いますが、これも被災地でこういった実績があって、災害のときに実際使われて、それだけやっぱり有用だったのかなという、そこんところのリサーチというか情報をご存じでしたら教えていただきたいなと思っておるところです。

○議長(永田博人議員) 総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長お答えいたします。まず、かまどベンチの金額ですがすいません、後程回答でよろしいでしょうかすみません、手元にちょっと。

○7 番(徳田正臣議員) いいですよ、後で。はい。

○総務課長(川邊俊二君) すいません。それと、かまどベンチにつきましては、益城町さんで設置があったんじやなかったかなと思ってます。その他にもあればまた後程、お伝えしたいと思います。防災トイレにつきましても、すいません具体的にどこの町村でってのはちょっと今把握しておりませんが、実際に使われたかどうかというのも

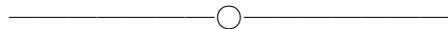
もう把握できておりません。ただ、本村におきましては、令和2年7月豪雨の際に、農集排の施設が被災したという部分がございましたので、それを考慮しまして災害時に、農集排に流せないというところにつきましては、蓋を取り外してタンクの中にお水が入るというような構造で設置したところでございます。以上でございます。

○7番(徳田正臣議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) 7番議員。

○7番(徳田正臣議員) かまどベンチに関して言うとですね、これ実際、設置してるところがあつて、まず使わないだろうという、炭とか薪で、要するに煮炊きをするっていう、なおかつ一時避難所でしたよね。要するに都市であるならば使う可能性がまだあるかもしれない。可能性が。プロパンガスがあるし、各家庭にカートリッジがあるので、こんな高価なものがなくても、日常使えるっていう話もありましたけど。それどうかなという感じがいたしましたもので聞いたわけであります。地方はプロパンの世界でありますんで都市ガスじゃないので。あと防災トイレもですね、言われましたようにラインだと、1ヶ所被災すると、もうラインを使えなくなるのでということであるならば、最初からラインではなくって、農集排ではなくって、ぱっとん便所で、簡易水洗っていうかな、ご存じだと思いますけど。ポコって水が抜かれたときに、するやつ。非常にシンプルな方が防災災害対応力があるというふうに言われておりますので、これから避難地をまだ永江の方とか、平原の方、整備されると思いませんけども、ちょっとそこんところはですね、実際に一時避難所として、本当に避難者の方がどれぐらい避難されて本当にそこで被災者の方が使われるか、使うことができる可能性というもの、現実的な課題をですね、考えていただければなと思ったところで質疑いたしました。金額については、後程、教えていただければと思いますが、今後あと2ヶ所は被災地ありますので、ちょっとそこんところ検討されてもいいんじゃないかなと思うところであります。私から以上です。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第13 議案第44号

○議長(永田博人議員) 次に日程第13、議案第44号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

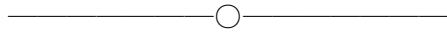
○村長(吉松啓一君) それでは議案第44号、相良村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、国家公務員に適用されます人事院規則の一部改正に伴い、人事院規則に準じ、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境に整備するため、相良村職員の

勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、職員本人または職員の配偶者が妊娠または出産を申し入れたとき及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、両立支援制度の周知や育児休業の取得の意向を確認するなどの措置を定めるものでございます。以上議案第44号につきまして、ご説明申し上げましたが内容ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と呼ぶ声あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



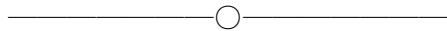
日程第14 議案第45号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第14、議案第45号、相良村職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは議案第45号、相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児時間の多様化の措置を講じる必要があるため、相良村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、小学校就学の周期に達するまでの子を養育するための部分休業の区分分け、部分休業の請求に対する承認などについて定めるものでございます。以上、議案第45号につきまして、ご説明申し上げましたが内容ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第15 議案第46号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第15号、議案第46号、令和7年度相良村一般会計補正予算第4号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは議案第46号、令和7年度相良村一般会計補正予算第4号についてご説明申し上げます。今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ 1 億 5,940 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 6,796 万 6,000 円とするものでございます。それでは歳出の内容につきまして、歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げますが、各科目における給与等につきましては、8 月の人事異動などに伴う補正でございます。まず総務費関係では 1,653 万円の増額補正ですが、総務管理費の財産管理費で、庁舎及び機械倉庫の雨漏り修繕料などとして 388 万 6,000 円、南小学校横の村有地樹木伐採業務委託として 291 万 2,000 円の増額補正を、公用車管理費で使用料及び賃借料で公用車において、視聴可能なテレビに対する N H K 放送受信料として 62 万 1,000 円の増額補正を、企画費で空き家リノベーション物件鑑定評価業務委託料として 23 万 1,000 円の増額補正を、L P ガス価格高騰対応生活者支援事業費で第 4 弹となります、L P ガス利用契約者に対する 2,000 円の支援金及び事務取扱費用について、熊本県 L P ガス協会への補助金として 247 万 8,000 円の増額補正を、地方税費の税務総務費では、負担金、補助金及び交付金で給付対象者が増えたことに伴い定額減額補足給付金の不足額給付として、432 万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に民生費関係では、239 万 8,000 円の増額補正ですが、社会福祉費の社会福祉総務費で、低所得者保険軽減負担金の繰出金として 28 万 6,000 円の増額補正を、児童福祉費の児童措置費で子ども子育て支援交付金、子育てのための施設等利用給付費及び出産子育て応援交付金など実績確定に伴い、国及び県への過年度分の返還金として 118 万 7,000 円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に、農林水産業関係では、1,029 万 1,000 円の増額補正ですが、農業費の農村総合整備事業費で、農業集落排水事業会計への繰出金 520 万円の増額補正を、林業費、林業維持費で林業維持管理用重機借上料として 100 万円の増額補正を、森林経営管理事業費で、県への林業の担い手に組織に対する支援事業負担金として 239 万 9,000 円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に商工費関係では 314 万 8,000 円の増額補正ですが、商工費の交流拠点施設整備事業費で廻地区拠点整備関係業務委託料として、310 万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に土木費関係では、5,501 万 5,000 円の増額補正ですが、道路橋梁費の道路維持費で村道 5 路線の維持管理用重機借上料として 700 万円の増額補正を、道路新設改良費で村道上三ツ石井沢線自歩道新設事業に伴う建物等補償調査用地調査及び測量設計業務委託料の増額分として、514 万 2,000 円、工事請負費で、村道平原十島線道路改良工事の平原工区において増額分の 1,247 万円、村道平原十島線道路改良事業及び村道上三ツ石井沢線自歩道新設事業に伴う土地購入費として 344 万 4,000 円の増額補正を、村道平原十島線道路改良事業に伴う補償金 150 万円の増額補正を、村道上三ツ石井沢線自歩道新設事業に伴う補償金として 2,701 万 2,000 円の増額補正を、橋梁維持費で錦町に対する木綿葉大橋詳細点検業務負担金として 115 万 1,000 円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。次に消防費関係では、1,123 万円の増額補正ですが、消防費の防災対策費で、J アラ

ートの受信機更新業務委託料として 318 万 1,000 円、第 3 世代地域衛星通信システムの更新に伴う県防災無線システム再整備負担金として 643 万円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。最後に、教育費関係では 6,079 万 6,000 円の増額補正ですが、教育総務費の事務局費で学校建築等基金への積立金として 5,700 万円の増額補正を、社会教育費の社会教育施設費で地域集会施設等整備事業補助金として、123 万 1,000 円の増額補正をお願いするものが主なものでございます。これらの歳出の財源といたしましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、繰入金を減額し、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰越金、諸収入及び村債をもって充てるものでございます。また第 2 表地方債補正におきましては、消防防災情報通信施設整備事業の追加及び村道整備事業川辺川魅力創造事業の限度額の変更もあわせてお願いするものでございます。以上、議案第 46 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8 番(黒木正照議員) 8 番です。2 点ほどお伺いします。まず 72 ページの学校建設等基金についてですね、5,700 万ほど基金の積み立てがなされるようになりますけれども、議会で今までですね、学校の施設等スクールバスといろんなことを勘案して、基金の設立等を求めてきた経緯がありますけれども、ようやくこういった基金の設立がなされていくというふうなことで、少し安心しているところですが、この基金についてですね、いつごろまでにどのくらいの基金をですね、目指していかれるのかということでお伺いをしたいと思います。

○議長(永田博人議員) 村長。

○村長(吉松啓一君) 今 8 番議員言われましたとおりですね、やはり、基金を私も村長になってから学校が 40 年近くなっているのに、基金が積み立ててありませんでしたので、これはやはり基金を積み立てて、学校建築に充てなければならないということで、今回も 5,700 万ほど積み立てさせていただきましたが、合わせて今 3 億 3,000 万ぐらいですかね、積み立てております。やはり学校建築をするとなると 20 億円を超すもんですから、義務教育、教育委員会が進めております義務教育。学校にしてもですね、同じところに集めるにしても 20 億円超しますので、やはりその半分近くまで基金を積み立てられればと思っておりますが、それは目標であってですね、それに向かってやっていきたいと思っております。以上でございます。

○8 番(黒木正照議員) はい、8 番。

○議長(永田博人議員) はい、8 番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。20億ぐらいかかるというふうなことですのでですね、はい。20億を目指ということでございます。議会としても協力していきたいと思いましてのよろしくお願ひしたいと思います。それともう1点、村道上三ツ石井沢線の自歩道新設事業ということで今回載っております。この事業の内容についてですね、教えていただきたいなというふうに思います。

○議長(永田博人議員) 建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長お答えいたします。村道上三ツ石井沢線につきまして、柳瀬橋から、起点のところからですね、右折して数百メートル行った2ヶ所について歩道未設置区間がございます。それについては、今年の1月に地区の区長要望としてあがってきておりまして、その時点で府内で事業化する旨協議をいたしたところです。結果、国、県との協議で、補助事業の中でそういった事業ができるということになりましたので、まずは用地のほうから取りかかるというところで地元にも回答をしている分の事業となります。よろしいでしょうか。

○8番(黒木正照議員) はい、8番。

○議長(永田博人議員) はい、8番議員。

○8番(黒木正照議員) はい。わかりました。これ、地元の区長さんからの要望で、こういった事業が始めていかれるということですが、本自歩道、自転車と歩行者、同時通行ができる歩道ですね、これ私、先般の6月定例会でも質問いたしましたけれども、こういった、本当に自転車、歩行者、一緒に通行できる安全な歩道というのは本当に大事なことだろうというふうに思っております。そこでこの場所と違ってAコープ前とかですね、結構立派な報道もありますので、ああいったところも含めてですね、自転車も通行できるような申し入れといいますか、そういうのも検討されてもいいのかなというふうに思いますんで、他の地域についてもですね、検討を進めていただければなというふうに思っております。以上で終わります。

○議長(永田博人議員) 他に質疑ございませんか。質疑ありませんので、すいません。

{「はい、議長すみません。」と、7番議員。}

7番議員。

○7番(徳田正臣議員) はい。2点ほど質疑いたします。65ページの企画費委託料で23万1,000円空き家リノベーション物件鑑定評価業務委託とありますが、これについてですね、その物件数とか鑑定した先のもちろんリノベーションでしょうけど、どういった形で今後リノベーションした空き家をもっていきたいのかですね、ちょっとそんところの事業構想というか、をちょっと説明していただければなと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、企画課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えいたします。こちらの委託業務につ

きましては、来年度、国の補助金、社交金を活用いたしまして、おっしゃるとおりリノベーション事業を計画しております。戸数につきましては、現在1つの空き家を今検討しております、その1軒の空き家につきましてリノベーション後につきましては、移住定住促進の窓口として機能できればと考えております。また、移住定住に関しては、今お試し居住だったり2拠点居住、そういったものもですね、国の方で法整備もされておりますので、そういう事業にも活用していきたいと考えております。以上お答えします。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) はい。もう物件は特定できるわけですよね。鑑定するわけだから、物件を特定してはいるわけでしょうけども、これちなみに具体的に申し上げられなくて場所は大体どこ、四浦とか川辺とか柳瀬とかっていうとこ言える範囲内で教えてもらいたいと思っておりますし、結局これは社交金使って移住定住促進のための窓口ということですね。ここに空き家リノベーションした空き家に、職員等も配置するということも想定してるわけですかね。

○議長(永田博人議員) 企画商工課長。

{「はい。」と、企画商工課長。}

○企画商工課長(佐竹淑子君) 企画商工課長お答えします。空き家の候補地としては、現在、役場から10分、15分圏内ということで、すいません。相手の方もいらっしゃいますので、また物件が決まりましたらお知らせしたいと思います。あと移住定住の窓口と申しましたけれども、今後は窓口と、あと柔軟にですね、地域の方の集まる場としても利用できればと。あと人材に関しては、現在、国の制度の企業人とか、地域おこし協力隊とかも含めたところで検討しております。以上お答えします。

○7番(徳田正臣議員) なるほど。はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい、7番議員。

○7番(徳田正臣議員) 人口減少社会の中で、空き家というのが当然増えてるわけであって、ありまして、もう相良村も大体200戸ぐらいに迫る勢いじゃないかと思うんですね、大体が。結局、移住定住促進の窓口とか、地域おこし協力隊の方がいらっしゃる、はい、それはいいですが。割と全国でその成功事例、失敗事例はご存じだと思います。視察研修もされて。このリノベーションっていうのは本来であるならば、移住定住される方、地域おこし協力隊の方が自力でやったところの方が割と成功事例が多いかなと。社交金使うのはいいですけども、そう言った話ではなくって、やっぱり地域づくりっていう原則をよく考えた場合に、移住定住、関係人口を増やすということを考えた場合には、もう村がやるんじゃなくって、村づくりの中で人づくり、人に来てもらってそういう方にやってもらうっていうのが本来の村づくりの在り方じゃないかなと思っております。ということでちょっと意見申し上げたところであります

が、ちょっと内容がよくわからなかったのでお尋ねしたところです。それでもう1点

ですね、あります。ちょっと、前々から気にしてるところで、えっとですね、73 ページですね。教育費の体育施設費で、弓道場消防用設備点検手数料 1 万 1,000 円が入っていますけども、これ今の弓道場の状況といいますか。数年前は令和 2 年の豪雨災害のときの被災支援物資が積み込まれたと思ってますが、思っておりますけども、それが今どういう状態にあるか、弓道場の状況と今後のこの施設のですね、利活用についての考えがもあるならば、そこは担当課長にちょっと答弁していただければなと思っております。

○議長(永田博人議員) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長お答えします。弓道場につきましては、災害後、支援物資を送っていただきまして、その物資がまだ入っているような状態で弓道場としての利用はできません。現在のところはまだ当分は、あのような状態が続くものと考えております。以上でございます。

○7 番(徳田正臣議員) はい、議長。

○議長(永田博人議員) はい。

○7 番(徳田正臣議員) 令和 2 年の豪雨災害の支援物資っていうのはもうどこの自治体でもですね、これは被災地ニーズに関係なく、ガバッと送られてきますので、受け入れた自治体とすれば確かに大変な面もですね、あるかと思いますけども、もう令和 2 年の豪雨災害でもう令和 7 年でありますので、これ職員さんもお忙しいとは思いますけども処分できるものは処分する。物によっては村民さんで欲しいという方がおられたら配布するとか、或いは今回の熊本県南地域での豪雨災害で必要な物資がもし把握できてるならば、使えたものもあったかもしれないし。もう早く、見極めをつけて処分していくがいいかなと私は考えておりますし、また弓道場もこれ長年の、これ村としての懸案事項でありますけども、あれだけの莫大な造成と施設建設費用をかけたわけでありますので、これは単なる物置だけにしておいてこういった金額は少ないかもしれません、ただ管理するだけではしょうがないので、課長中心に何かアイディアがあったならば使っていただく方向に検討していただきたいと思っております。そのままの状態がずっと続いているので。以上です。

○議長(永田博人議員) 他にご質疑ありませんか。ご質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 16 から日程第 17 議案第 47 号から議案第 48 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 16、議案第 47 号、令和 7 年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号及び日程第 17、議案第 48 号、令和 7 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 1 号までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは議案第47号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第2号及び議案第48号、令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算第1号について、一括して提案理由をご説明申し上げます。まず初めに、議案第47号、令和7年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,355万8,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず歳出につきましては、総務費の総務管理費で国保システムのバージョンアップに伴う国保実績調整交付金等システム用パソコン購入費として、28万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、繰越金をもって充てるものでございます。次に議案第48号、令和7年度相良村介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,002万4,000円とするものでございます。補正の内容としましては、歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。まず歳出につきましては、諸支出金の償還金及び還付加算金で、実績確定に伴い国及び県並びに支払基金の過年度分の返還金として723万5,000円の増額補正を、繰出金で一般会計への繰出金として114万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては、繰入金及び繰越金をもって充てるものでございます。以上、議案第47号及び議案第48号につきまして、一括してご説明申し上げましたが内容ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第18 議案第49号

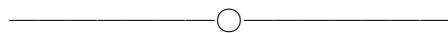
○議長(永田博人議員) 次に、日程第18、議案第49号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計特別補正予算第2号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは議案第49号、令和7年度相良村農業集落排水事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。まず、第2条収益的収入及び支出の補正でございますが、令和7年度相良村農業集落排水事業会計予算に定めました、収益的収入及び支出の予定額につきまして、収益的収入農業集落排水事業収益を520万円増額し、収入総額を2億2,909万4,000円とし、収益的支出農業集落排水事業費用につきましても、同額の520万円増額し支出総額を2億2,716万4,000円とするものでございます。次に、第3条、他会計からの補助金でございますが、会計予算に定めま

した金額を 1 億 4,749 万 9,000 円に改めるものでございます。具体的な内容につきましては、実質計画明細書で説明いたします。収益的収入及び支出におきまして、収入の款 1、農業集落排水事業収益、項 2、目 2 の他会計からの補助金を 520 万円増額するものでございます。支出の款 1、農業集落排水事業用、項 1、目 3 の処理場費で 520 万円の増額でございますが、川地区の十島 31 号中継ポンプ場の水中ポンプ、オーバーホール修繕費 420 万円、同地区の井沢 28 号中継ポンプの水位計センサー修繕費 100 万円を増額補正するものでございます。以上、議案第 49 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

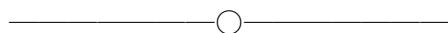


日程第 19 委員会付託

○議長(永田博人議員) 次に日程第 19、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています、認定第 1 号から認定第 6 号まで及び議案第 43 号から議案第 49 号は配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。従って、議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。



散会 午前 11 時 42 分